第７回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

事業報告
　財産及び損益の状況
　主要な事業内容
　主要な営業所
　従業員の状況
　主要な借入先の状況
　新株予約権等の状況
　会計監査人の状況
　業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
連結計算書類
　連結持分変動計算書
　連結注記表
計算書類
　株主資本等変動計算書
　個別注記表
監査報告
　連結計算書類に係る会計監査報告

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ホームページ（https://www.msandc.co.jp/ir/stock/meeting/）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

株式会社ＭＳ＆Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ

事業報告

財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 4 期 (2016年３月期)	第 5 期 (2017年３月期)	第 6 期 (2018年３月期)	第 7 期 (当連結会計年度) (2019年３月期)
	IFRS	IFRS	IFRS	IFRS
売上収益(千円)	2,444,722	2,641,168	2,810,524	2,859,616
営業利益(千円)	500,368	508,090	553,065	563,601
税引前利益(千円)	494,860	506,065	551,828	562,975
親会社の所有者に帰属する当期利益(千円)	315,791	339,511	366,580	395,684
基本的１株当たり当期利益(円)	70.96	75.98	80.55	85.29
資産合計(千円)	3,652,174	3,917,289	3,767,570	4,096,557
親会社の所有者に帰属する持分合計(千円)	2,633,782	3,023,526	2,996,662	3,337,090
１株当たり親会社所有者帰属持分(円)	591.86	670.40	647.70	713.25

②当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 4 期 (2016年３月期)	第 5 期 (2017年３月期)	第 6 期 (2018年３月期)	第 7 期 (当事業年度) (2019年３月期)
	日本基準	日本基準	日本基準	日本基準
売上高(千円)	2,444,381	2,636,427	2,798,917	2,835,206
経常利益(千円)	398,093	426,866	440,978	442,692
当期純利益(千円)	209,605	237,078	247,437	237,442
１株当たり当期純利益(円)	47.10	53.05	54.37	51.18
総資産(千円)	3,492,567	3,643,534	3,371,375	3,538,087
純資産(千円)	2,496,918	2,763,997	2,607,505	2,790,380
１株当たり純資産(円)	561.11	612.86	562.75	595.57

(注) 当社は、2017年6月21日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っております。第４期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「１株当たり当期純利益」及び「１株当たり純資産」を算定しています。

主要な事業内容（2019年３月31日現在）

事　業　区　分	事　業　内　容
ミステリーショッピングリサーチ事業	・ミステリーショッピングリサーチ （顧客満足度覆面調査） 当社グループのモニターが一般利用者として顧客企業の運営する店舗等を訪れ、商品やサービスを評価する ・サービスチーム力診断 （従業員満足度調査） 従業員の働きがいやモチベーションに焦点を当て、組織が抱える問題点を明らかにする ・コンサルティング・研修 各種調査結果を用いた改善活動の定着化を支援するため、企業経営全般に関するコンサルティング及び教育研修プログラムを実施・提供する

主要な営業所（2019年３月31日現在）

①当社

本社	東京都中央区
大阪オフィス	大阪府大阪市淀川区
福岡オフィス	福岡県福岡市博多区

②子会社

MS&Consulting (Thailand) Co.,Ltd.	タイ　バンコク市
台灣密思服務顧問有限公司	台湾　台北市

従業員の状況（2019年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況　　129（16）名（前連結会計年度末比　－（11）名減）

（注）１．従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー・アルバイト等）は、年間の平均人員（１日８時間換算）を（　）外数で記載しております。

２．当社グループは、ミステリーショッピングリサーチ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
122（16）名	1名減（11名減）	34.8歳	6.1年

（注）１．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー・アルバイト等）は、年間の平均人員（１日８時間換算）を（　）外数で記載しております。

２．当社は、ミステリーショッピングリサーチ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

主要な借入先の状況（2019年３月31日現在）

借入先	借入残高（千円）
㈱三井住友銀行	66,640
㈱三菱UFJ銀行	8,370

新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称			第１回新株予約権	第４回新株予約権
新株予約権の数			2,793個	650個
役員の保有状況	取締役（監査等委員を除く）	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　2,793個 目的となる株式 279,300株 保有者数　4名	新株予約権の数　510個 目的となる株式 51,000株 保有者数　4名
		社外取締役	－	新株予約権の数　30個 目的となる株式 3,000株 保有者数　1名
	取締役（監査等委員）	取締役（社外取締役を除く）	－	新株予約権の数　50個 目的となる株式 5,000株 保有者数　1名
		社外取締役	－	新株予約権の数　60個 目的となる株式 6,000株 保有者数　2名
新株予約権の目的である株式の種類及び数			当社普通株式 279,300株	当社普通株式 65,000株
新株予約権の発行価額			無償	新株予約権１個当たり 1,800円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権１個当たり 50,000円	新株予約権１個当たり 128,000円
新株予約権の行使期間			自　2016年３月19日 至　2024年３月18日	自　2019年７月１日 至　2025年３月27日
主な行使条件			（注１）	（注３）
取得事由			（注２）	（注４）

（注１）新株予約権の行使の条件

（1）本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権または権利者について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。

（2）本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

（注２）会社が本新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

（1）当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割、または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転について、法令上または当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われた場合

（2）権利者が当社の取締役または執行役員でなくなった場合

（注３）新株予約権の行使の条件

（1）新株予約権者は、当社の2019年３月期乃至2022年３月期までのいずれかの期における日本基準単体の営業利益が、下記(a)または(b)に掲げる水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、当該営業利益が下記(a)または(b)に掲げる水準を最初に満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月１日から行使することができる。

(a)営業利益が550百万円を超過した場合　：行使可能割合　50％

(b)営業利益が600百万円を超過した場合　：行使可能割合　100％

なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される日本基準単体の損益計算書における営業利益を参照するものとし、参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で合理的な範囲内で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

（2）新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、各新株予約権者に割当てられ、行使可能となった権利の一部または全部を行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a)2019年３月期末以降、割当てられた本新株予約権の４分の１について行使することができる。

(b)2020年３月期末以降、割当てられた本新株予約権の４分の２について行使することができる。

(c)2021年３月期末以降、割当てられた本新株予約権の４分の３について行使することができる。

(d)2022年３月期末以降、割当てられた本新株予約権のすべてについて行使することができる。

(e)上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。

（3）新株予約権者は、2018年３月31日時点において、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

（4）新株予約権の相続は、新株予約権者の法定相続人１名に限りこれを認める。

(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
(6) 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(注４) 会社が本新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
(1) 当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割、または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転について、法令上または当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われた場合
(2) 新株予約権者が権利を行使する前に、（注３）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

会計監査人の状況

① 名称　　太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	19,000

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

3．当社の重要な子会社のうち、一部の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（海外におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した理由を報告いたします。

また監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

⑤　責任限定契約に関する事項

当社は、定款に会計監査人の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が太陽有限責任監査法人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。

会計監査人は、本契約締結後、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を上限として損害賠償を負担するものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は、会計監査人を当然に免責するものとする。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1．決議の内容の概要

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会において決議し、適宜これを改訂しておりますが、2017年４月26日開催の取締役会において、以下のとおり一部改訂を行い、当社及び子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制作りと管理体制のより一層の整備を図ることとしております。

⑴　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①　倫理的行動規範、リスク管理規程を制定運用する。

②　内部監査及び監査等委員会監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。

③　内部通報制度の有効性を確保するための規程を制定し、業務執行に係るコンプライアンス違反及びその恐れに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置する。

④　会社規程集（定款を含む）を整備し、取締役及び使用人が常に目をとおせる状態にする。

⑵　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務の執行に係る文書その他の情報は、文書管理規程、機密管理規程及び関連マニュアルを制定し、保存・管理をする。なお、保存・管理体制は必要に応じて見直し等を行う。

⑶　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①　損失の危険（以下、「リスク」という。）の予防及び発生したリスクへの対処につきリスク管理規程及び関連マニュアルを制定・運用するとともに使用人への教育を行う。

②　各業務執行取締役及び執行役員は、その所掌の範囲のリスクを洗出し、常に状況を把握するとともに定期的に取締役会に報告する。

③　内部監査人による内部監査の実施及び指摘事項がある場合、適切かつ速やかに対処する。

⑷　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　職務権限規程等職務執行に関連する規程を整備・運用する。

②　各組織単位に業務執行取締役または執行役員を置き、所定の権限を持ち職務執行するとともに、毎月業務執行状況を取締役会に報告する。

③　稟議規程に基づく各階層の決裁者間で業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が働くようにする。

④ 業務執行取締役、執行役員、本部長、部長及びマネージャーによる幹部会を実施し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。

⑸ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会の求めに応じて、経営管理本部長は監査等委員会事務局を総務部に設置のうえ、監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を任命し、当該監査等業務の補助に当たらせる。

⑹ 補助使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項

① 補助使用人は、監査等委員会の指揮命令に従って、監査等業務を補佐するものとする。
② 当該補助使用人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査等委員会の同意を得たうえで行うものとし、監査等委員でない取締役からの独立性を確保するものとする。

⑺ 補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人が監査等委員会の指揮命令に従う旨を監査等委員でない取締役及び使用人に周知徹底する。

⑻ 監査等委員でない取締役及び使用人ならびに子会社の役員及び使用人が監査等委員会に報告するための体制と当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 監査等委員でない取締役及び使用人ならびに子会社の役員及び使用人は、監査等委員会の要請に応じて報告をするとともに、職務執行の状況、経営に重大な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査等委員または監査等委員会に直接または関係部署を通じて報告し、監査等委員会と情報を共有する。
② 重要な稟議書は、決裁者による決裁後監査等委員に回付され、業務執行状況が逐一報告される体制とする。
③ 前２項の報告を行った者に対し、内部通報制度規程に基づいて、報告したことを理由とする不利な取扱いを禁止する。

⑼　監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
　監査等委員が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行う。

⑽　その他監査等委員会の監査等が実効的に行われることを確保するための体制
　内部監査人、会計監査人との定期的な連絡会を設け連携を深め、実効的な監査等が行えるようにする。

⑾　当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
①　関係会社管理規程に基づき、子会社の経営について経営管理本部を中心に、その自主性を尊重しつつ、重要事項について事前協議を行う。また、子会社の業績、経営計画の進捗状況、業務の執行状況について定期的に報告を求めるとともに、当該子会社において重要な事象が発生した場合には適宜報告を求める。
②　経営管理本部及び内部監査人が子会社のコンプライアンス体制やリスク管理体制を監視すると同時に、子会社の内部統制システムの状況を監査し、整備・運用を指導する。
③　子会社の取締役、監査役を当社から派遣し、子会社の取締役の職務執行及び経営の適法性・効率性などにつき、監視・監督または監査を行う。
④　子会社の取締役の職務執行、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の状況ならびにその他上記①から③において認識した重要事項に関して、当社の取締役会、監査等委員会等に報告する。

２．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

主な会議の開催状況として、取締役会は18回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席いたしました。また、監査等委員３名で構成する監査等委員会は14回開催いたしました。

監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査人、会計監査人との間で意見交換を行い、相互に連携を図りました。

内部監査人は、監査計画に基づき、業務監査を実施いたしました。

連結計算書類

連結持分変動計算書

（2018年４月1日から2019年３月31日まで）

（単位：千円）

	親会社の所有者に帰属する持分					非支配持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	その他の資本の構成要素	利益剰余金	合計		
2018年４月１日時点の残高	570,154	1,905,055	△12,763	534,216	2,996,662	△14,992	2,981,669
当期利益	－	－	－	395,684	395,684	△4,231	391,453
その他の包括利益	－	－	△688	－	△688	△466	△1,154
当期包括利益合計	－	－	△688	395,684	394,996	△4,697	390,299
新株の発行	13,199	13,199	－	－	26,398	－	26,398
配当金	－	－	－	△80,966	△80,966	－	△80,966
所有者との取引額合計	13,199	13,199	－	△80,966	△54,568	－	△54,568
2019年３月31日時点の残高	583,353	1,918,254	△13,451	848,934	3,337,090	△19,689	3,317,401

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

（1）連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第１項の規定により、国際会計基準（以下、IFRSという。）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は、同項後段の規定により、IFRSで求められている開示項目の一部を省略しております。

（2）連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	２社
・主要な連結子会社の名称	MS&Consulting（Thailand）Co.,Ltd. 台灣密思服務顧問有限公司

（3）連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が当社の決算日と異なるため、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく連結子会社の財務数値を用いております。

（4）会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

（Ⅰ）金融資産の分類

（ⅰ）金融資産

(A)当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、償却原価で測定される金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。

・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定される金融資産に分類しております。

公正価値で測定される資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融資産を除き、個々の資本性金融資産ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

(B)事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a)償却原価により測定される金融資産

償却原価により測定される金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

(b)公正価値により測定される金融資産

公正価値により測定される金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として純損益として認識しております。

(C)金融資産の減損

償却原価により測定される金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しおります。

信用リスクが著しく増大しているか否かは、デフォルトリスクの変化に基づいて判断しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべき契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額を現在価値として測定しております。

当社グループは、ある金融資産の全体または一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

(D)金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、または当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

(Ⅱ) 金融負債

(A)当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、純損益を通じて公正価値で測定される金融負債と償却原価で測定される金融負債のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定される金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

(B)事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a)純損益を通じて公正価値で測定される金融負債

純損益を通じて公正価値で測定される金融負債については、売買目的保有の金融負債と当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定すると指定した金融負債を含んでおり、当初認識後公正価値で測定し、その変動については当期の純損益として認識しております。

(b)償却原価で測定される金融負債

償却原価で測定される金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

(C)金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、または失効となった時に、金融負債の認識を中止いたします。

(Ⅲ)非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社の非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、または未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産または資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際にはのれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損テストがされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産または資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに関連する減損損失は戻し入れておりません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少または消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻し入れております。

②重要な減価償却資産の減価償却方法

（Ⅰ）有形固定資産

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用が含まれております。

各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

・建物附属設備　　8－15年

・工具、器具及び備品　　3－8年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

（Ⅱ）その他の無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定されます。

のれん以外の無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。なお、耐用年数を確定できない無形資産はありません。

・ソフトウエア　　５年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

③重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的または推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

なお、賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所の原状回復費用見込額について、資産除去債務を計上しております。

④退職後給付

当社グループは、従業員の退職後給付制度として企業型確定拠出年金制度を採用しております。確定拠出制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した事業体に拠出し、その拠出額以上の支払いについては法的または推定債務を負わない退職後給付制度であります。確定拠出型の退職後給付制度に係る費用は、従業員が拠出額に対する権利を得る勤務を提供した時点で費用として認識しております。

⑤収益

当社グループでは、IFRS第９号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約については、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する。

ステップ２：契約における履行義務を識別する。

ステップ３：取引価格を算定する。

ステップ４：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ５：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する。

また、顧客との契約獲得の増分コストまたは契約を履行するためのコストについては、資産計上すべきものはありません。

⑥のれん

当社グループは、のれんを取得日時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額(通常、公正価値)を控除した額として当初測定しております。

のれんは償却を行わず、毎期または減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施しております。

のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示されます。

なお、のれんの減損損失の戻入は行っておりません。

⑦外貨換算

(Ⅰ) 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

換算または決済により生じる換算差額は、損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて測定される金融資産については、その他の包括利益として認識しております。

(Ⅱ) 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については平均為替レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

⑧消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

⑨記載金額は千円未満を四捨五入しております。

2．連結財政状態計算書に関する注記

(1)資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	1,809千円

(2)有形固定資産の減価償却累計額　76,852千円

3．連結持分変動計算書に関する注記

(1)当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普 通 株 式	4,678,700株

（2）配当に関する事項

①配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年５月23日取締役会	普通株式	80,966	17.5	2018年３月31日	2018年６月25日

②基準日が当連結会計年度に属する配当金のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年５月22日取締役会	普通株式	84,217	利益剰余金	18.0	2019年３月31日	2019年６月21日

（3）新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類	当連結会計年度末
普通株式	318,900株

4．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用し、また資金調達については、経営計画と照らして必要に応じて資金を調達することとしております。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

（Ⅰ）財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。

（Ⅱ）信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社グループは、与信管理規程等に基づいて、取引先に対して与信限度額を設定し、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、幹部会にて議論を行い今後の対応について検討しております。

当社グループの債権は、広範囲の産業や地域に広がる多数の取引先に対するものであります。

なお、当社グループは、単独の相手先またはその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

当社グループは、重大な金融要素を含んでいない営業債権に対し、常に全期間の予想信用損失に等しい金額で、貸倒引当金を設定しております。

（Ⅲ）流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するに当たり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関と良好な関係を築き、信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

（Ⅳ）金利リスク管理

当社グループの借入金は、市場金利の変動リスクに晒されております。

当社グループは、有利子負債を超える額の現金及び預金等を保有しております。従って、当社グループにとって金利リスクは重要でないと考えているため、金利の感応度分析は行っておりません。

③公正価値の測定方法

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務については、短期間で決済されるものであるため、帳簿価額が公正価値に近似しております。

その他の金融資産、その他の金融負債の公正価値は残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、帳簿価額は公正価値に近似しております。

(2)金融商品の公正価値に関する事項

2019年３月31日における連結財政状態計算書計上額、公正価値及びこれらの差額については、次のとおりであります。

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務については、短期間で決済されるものであるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

償却原価で測定するその他の金融資産は、敷金・差入保証金及び前払金であり、その将来キャッシュ・フローを市場金利等で割り引いた現在価値により算定しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、非上場会社株式であり、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価モデル及びその他の評価方法により、公正価値を算定しております。

借入金については、変動金利によるものは、市場金利を反映しており、また、当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、公正価値は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

なお、償却原価で測定する金融商品について、帳簿価額と公正価値が近似しているため、記載を省略しております。

公正価値で測定される金融商品

	連結財政状態計算書		
	計上額	公正価値	差額
	千円	千円	千円
資産：			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産			
その他の金融資産	12,916	12,916	－
合計	12,916	12,916	－

5．１株当たり情報に関する注記

１株当たり親会社所有者帰属持分	713円25銭
基本的１株当たり当期利益	85円29銭
希薄化後１株当たり当期利益	81円68銭

6．重要な後発事象に関する注記

（自己株式の取得及び消却）

当社は、2019年５月９日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却に係る事項を決議いたしました。

１．自己株式の取得及び消却を行う理由

当社は、2019年５月９日公表の中期経営計画（2020年３月期 - 2024年３月期）の中で、かねてより経営上の重要な課題と認識しておりました「経営における株主視点の強化」を掲げ、2024年３月期には自己資本当期純利益率（ROE）20％の実現を目指して参ります。本方針に沿って、株主還元の充実と資本効率の向上を図るため、定款の定めに基づき自己株式の取得を行うとともに、本件により取得した全ての自己株式を速やかに消却いたします。

2．取得に関する事項

(1) 取得する株式の種類	当社普通株式
(2) 取得する株式総数	300千株（上限） 発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合　6.4%
(3) 株式の取得価額の総額	400百万円（上限）
(4) 取得期間	2019年５月10日～2019年７月31日
(5) 取得方法	市場買付

3．消却に関する事項

(1) 消却する種類	当社普通株式
(2) 消却する株式数	上記２により取得した自己株式の全数
(3) 消却予定日	2019年７月31日

計算書類

株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
2018年４月１日残高	570,154	1,173,588	603,484	1,777,072	256,410	256,410	2,603,635	3,870	2,607,505
事業年度中の変動額									
新株の発行	13,199	13,199	－	13,199	－	－	26,398	－	26,398
剰余金の配当	－	－	－	－	△80,966	△80,966	△80,966	－	△80,966
当期純利益	－	－	－	－	237,442	237,442	237,442	－	237,442
事業年度中の変動額合計	13,199	13,199	－	13,199	156,476	156,476	182,875	－	182,875
2019年３月31日残高	583,353	1,186,787	603,484	1,790,271	412,886	412,886	2,786,510	3,870	2,790,380

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（１）有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

②関係会社出資金

移動平均法による原価法を採用しております。

③その他有価証券

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

（２）たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

（３）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備　　８－15年

工具、器具及び備品　３－８年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却期間は以下のとおりです。

のれん　　18年

自社利用のソフトウエア　５年

（４）引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（５）その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2．会計方針の変更に関する注記

従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号　平成30年１月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）等を2018年４月１日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第８号　平成17年12月27日）等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

3．表示方法の変更に関する注記

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）に伴う会社計算規則の改正（平成30年法務省令第５号　平成30年３月26日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

4．貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額	68,145千円
（2）関係会社に対する金銭債権、債務	
短期金銭債権	7,656千円
短期金銭債務	31千円
長期金銭債権	45,787千円

5．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①売上高	3,892千円
②売上原価	6,948千円
③営業取引以外の取引高	818千円

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	6,953千円
貸倒引当金	12,472千円
敷金償却費	4,240千円
投資有価証券評価損	6,004千円
関係会社株式評価損	1,015千円
未払費用	6千円
繰延税金資産合計	30,690千円

7．関連当事者との取引に関する注記

（1）子会社

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（※3）	科目	期末残高（※3）
子会社	MS&Consulting (Thailand) Co.,Ltd.	所有 直接 49%（※1）	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	5,945	関係会社長期貸付金（※3）	37,867
				利息の受取（※2）	735	未収収益	1,239
	台灣密思服務顧問有限公司	所有 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	-	関係会社長期貸付金	7,920
				利息の受取（※2）	83	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（※1）MS&Consulting (Thailand) Co.,Ltd.は、当社の持分が50%以下ですが、当社が実質的に支配しており、子会社としております。

（※2）資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

（※3）MS&Consulting (Thailand) Co.,Ltd.への貸付金に対し、38,606千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において38,606千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

（※4）取引金額および期末残高には消費税等を含めておりません。

（2）役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種　類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
役　員	並　木　昭　憲	被所有 直接 2.4%	当社役員	ストックオプションの権利行使	12,000	－	－
役　員	日　野　輝　久	被所有 直接 2.0%	当社役員	ストックオプションの権利行使	7,600	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

2014年３月18日開催の臨時株主総会決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

８．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　595円57銭

（2）１株当たり当期純利益　51円18銭

９．重要な後発事象に関する注記

連結計算書類の連結注記表「６．重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、記載を省略しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月20日

株式会社ＭＳ＆Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　本　間　洋　一　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　古　市　岳　久　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ＭＳ＆Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇの2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第１項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社ＭＳ＆Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2019年５月９日開催の取締役会において自己株式の取得及び消却に係る事項について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上